

熊本県営笠振発電所他2発電所の電力売却先選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、熊本県営笠振発電所、菊鹿発電所及び緑川第三発電所（以下「熊本県営笠振発電所他2発電所」という。）で発電する電力の売電先を選定するための公募（以下「本公募」という。）に際し、必要な事項を定めたものである。

2 概要

(1) 件名 熊本県営笠振発電所他2発電所の電力売却

(2) 売電内容

別紙「熊本県営笠振発電所他2発電所の電力売却に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間 契約締結の日から令和11年（2029年）3月31日まで

(4) 電力受給期間 令和8年（2026年）4月1日0時から令和11年（2029年）3月31日24時までの3年間

3 参加資格

本公募に参加する者（以下「参加者」という。）は、次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 熊本県税（熊本県に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税）及び消費税並びに地方消費税において未納がないこと。

(6) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者（みなし小売電気事業者を含む。以下同じ。）としての登録を受けている者であること。

(8) これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 31 条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第 34 条第 4 項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと。

(9) 小売電気事業者として、令和 5 年度及び令和 6 年度における電気の販売実績が年平均で 8,000,000kWh 以上あり、かつ熊本県内における電気の販売実績があること。

※複数の者が共同で参加することは認めない。

4 日程

(1) 公募開始	令和 7 年 (2025 年) 9 月 29 日 (月)
(2) 質問書の受付期限	令和 7 年 (2025 年) 10 月 7 日 (火) 午後 5 時必着
(3) 質問への回答	令和 7 年 (2025 年) 10 月 14 日 (火)
(4) 参加申込書の提出期限	令和 7 年 (2025 年) 10 月 17 日 (金) 午後 5 時必着
(5) 参加資格確認通知	令和 7 年 (2025 年) 10 月 27 日 (月)
(6) 企画提案書提出期限	令和 7 年 (2025 年) 11 月 10 日 (月) 午後 5 時必着
(7) プレゼンテーション (予定)	令和 7 年 (2025 年) 11 月 17 日 (月)
(8) 審査実施 (予定)	令和 7 年 (2025 年) 11 月 25 日 (火)
(9) 審査結果の通知 (予定)	令和 7 年 (2025 年) 11 月 26 日 (水)

5 プロポーザルの実施手続

(1) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和 7 年 (2025 年) 9 月 29 日 (月) ~ 令和 7 年 (2025 年) 10 月 17 日 (金)

イ 配布場所

熊本県ホームページからダウンロード

URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/120/247145.html>

(2) 質問・回答

本プロポーザルに参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。
なお、質問は提案書の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

ア 提出書類

質問書 (別記様式 1)

イ 提出方法

10 の担当部署へ電子メールにより提出し、着信確認のために架電する

こと。

ウ 受付期間

令和7年(2025年)10月7日(火)午後5時まで

エ 回答方法

質問書に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和7年(2025年)10月14日(火)までに熊本県ホームページに掲載する。

(3) 参加申込

ア 提出書類

(ア) 参加申込書(別記様式2)

(イ) 会社概要(別記様式3)

※会社概要がわかるパンフレット等を添付すること。

(ウ) 法人の履歴事項全部証明書(個人の場合は、成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見契約の本人とする記録がないことの証明書(法務局で発行されたもの)及び身分証明書(本籍地のある市区町村役場で発行されたもの))

(エ) 印鑑証明書

(オ) 直近2事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し

(カ) 役員の一覧表

(キ) 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(ク) 熊本県の県税について未納がないことの証明書(熊本県に本店、支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税について未納がないことの証明書)

※ただし、熊本県の入札参加資格を有している場合は、(エ)～(ク)に掲げる書類の提出を省略することができる。

(ケ) 小売電気事業者の登録を証する書類

(コ) 令和5年度及び令和6年度の電気の販売実績を証する書類

(サ) 令和5年度及び令和6年度の熊本県内における電気の販売実績を証する書類

※(ウ)、(エ)、(キ)、(ク)については、発行から3ヶ月以内の原本

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限及び提出方法

令和7年(2025年)10月17日(金)午後5時まで(必着)

10の担当部署に持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出すること。

エ 留意事項

参加申込書を提出したものの提案書の提出を辞退する場合は、参加辞退届(別記様式4)を10の担当部署に持参又は郵送(書留郵便に限る)により提案書の提出期限までに提出すること。

(4) 提案書の提出

ア 提出書類

提案書（別記様式5）

イ 提出部数

正本1部、副本5部

ウ 提出期限及び提出方法

令和7年（2025年）11月10日（月）午後5時まで（必着）

10の担当部署に持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

エ 留意事項

（ア）担当者の連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を必ず記載すること。

（イ）提出期限までに提出されなかった書類は、いかなる理由でも受け付けない。

（ウ）原則として、提出後における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

（エ）提出された提案書の内容について、問合せを行う場合があるので、県が指示する期日までに回答すること。

6 審査方法等

(1) 審査基準

審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員が採点する。

評価項目		評価の視点	配点
買取 価格	買取単価（円/kWh、 税抜）の高さ	以下の計算式で算定した点数による。 $\frac{(\text{提示単価} - \text{基準単価 (11.00 円/kWh)})}{(\text{最高提示単価} - \text{基準単価 (11.00 円/kWh)})} \times 30 \text{ 点 (小数点以下四捨五入)}$ ※基準単価 (11.00 円/kWh) 未満の買取単価は失格とする。なお、基本料金を設定している場合は、次の算式で算出した単価が基準単価未満の場合に失格とする。 $\frac{(\text{基本料金} + \text{買取単価} \times \text{目標供給電力量})}{\text{目標供給電力量 (3年間合計)}}$ ※点数の算定例 提示単価が 11.50 円、最高提示単価が 12.00 円の場合 $\frac{(11.50 \text{ 円/kWh} - 11.00 \text{ 円/kWh})}{(12.00 \text{ 円/kWh} - 11.00 \text{ 円/kWh})} \times 30 \text{ 点} = 15 \text{ 点}$	30 点
	基本料金の設定	基本料金の有無及び想定売電料金総額に占める基本料金の割合を審査 ※想定売電料金総額 = 基本料金 + 電力量料金 × 目標供給電力量 ※基本料金を設定していない場合は 0 点、想定売電料金総額に占める基本料金の割合が 50%未満の場合は 1 点、50%以上の場合はその割合に応じて 3~5 点とする。	5 点
地域 貢献	県内での地域貢献に資する提案	県民、県内企業、県にとってメリットがある地域貢献に資する提案がなされているかを審査 例： ・熊本県民・企業等の電気料金の割引・ポイント還元等 ・熊本県等への寄付等、熊本県外者との交流の促進等 ・独創的な手法での地域への電力供給等 ・熊本県の観光や物産の熊本県外者への P	15 点

			R等	
	電力の 地産地 消に関 する取 り組み	県内にお ける電気 の販売実 績	県内における販売実績を審査	10 点
		県内にお ける電気 の販売計 画	県内における販売計画を審査	5 点
環境 価値 の有 効活 用	企業局 の水力 発電に よる環 境価値 の有効 活用の 取り組 み	CO2フ リープラ ンの提供	CO2フリープラン（※）の提供の有無を 審査 ※非化石証書によりCO2フリー価値が付 加された電気を提供するプランで、使用 者の電気のCO2排出係数がゼロとな り、使用者のCO2排出量の削減に寄与 するもの。	10 点
		CO2フ リープラ ンの提供 以外の取 り組み	CO2フリープランの提供以外の提案者独 自の環境価値の有効活用の取り組みを審査	10 点
経営 の安 定性	事業者としての経 営状況は健全であ るか		直近決算年度の貸借対照表及び損益計算書 で確認できる財務指標等を審査	15 点
合計				100 点

(2) プレゼンテーションの実施

提案書について、プレゼンテーションを実施する。

- ア 開催時期 令和7年(2025年)11月17日(月)(予定)
- イ 場所 熊本県庁行政棟新館10階企業局北側会議室
(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)
- ウ 時間 午後1時から午後5時までの間において指定した時間
(1事業者あたり30分程度(説明20分、質疑10分))
- エ 説明者数 3名以内
- オ 説明方法 事前に提出した提案書を用いた説明及び質疑応答による。
なお、プレゼンテーションソフトウェア等の使用は認めない。

(3) 審査方法

提案書、プレゼンテーションについて、審査基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見を聴取し審査を行う。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の総合点が最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者として選定する。なお、該当する提案者が複数の場合は、各選定委員による評価の総合点の平均点が最も高かった者を契約候補者とする。
- イ 平均点が最も高い提案者が複数あった場合は、選定委員会での審議の上、契約候補者を選定する。
- ウ ア、イに関わらず、各選定委員による評価の総合点の平均点が60点未満の場合は、当該提案者を契約候補者として選定しない。

(5) 失格事項

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に記載した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 買取単価が熊本県企業局が設定した基準単価(11.00円/kWh)を下回る提案である場合
- エ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について熊本県ホームページで公表する。

【公表事項】

候補者名、総合点及び参加者数

8 契約手続

- (1) 審査結果に基づき、契約候補者と契約締結に向けた手続を行うものとする

る。

- (2) 電力受給契約は、別途提示する電力受給契約書（案）に基づき、熊本県企業局と契約候補者が詳細について協議のうえ締結する。
- (3) 契約に当たっては、熊本県企業局会計規程第95条の規定により契約保証金を納付すること。
なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。
ただし、同条第2項又は第5項の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用等、プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、契約候補者の選定以外に使用しないものとし、審査作業等に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しないものとする。
- (5) 提案書に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 提案者が1者の場合でも、本プロポーザルの選定は実施する。
- (7) 本業務の実施については、この要領に定めるものの他、必要に応じて別に定める。

10 担当部署及び問合せ先

熊本県企業局総務経営課経営班

〒862-0950 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2597

電子メール ksomukeiei@pref.kumamoto.lg.jp